
第5章 資料編

PET ボトルに関するQ&Aの一部を記載します。

PET ボトルのリサイクルに関する情報については、下記リンクをご参照下さい。

PET ボトルリサイクル推進協議会 <http://www.petbottle-rec.gr.jp/top.html>

(財)日本容器包装リサイクル協会 <http://www.jcpra.or.jp/>

Q. PET ボトルを燃やした場合、有毒ガスは発生しませんか？

A. PET を構成している元素は、炭素、酸素、水素の3つだけ。つまり紙や木と同様に、完全に燃焼させれば、炭酸ガスと水になり、有害なガスは出ません。また、一般にプラスチック製品は完全燃焼させると、約1万 kcal/kg の高燃焼カロリーが発生し、そのためにごみ焼却炉を傷めてしまうことがあります。しかし、PET ボトルの場合は、完全燃焼させても約半分の 5,500kcal/kg しか燃焼カロリーは発生しません

Q. 透明な PET ボトルで本体の口の部分が白色のものがありますが、白色でもリサイクルの支障はないのですか？

A. 透明な PET ボトルで本体の口の部分が白色のものがありますが、着色はしておりません。耐熱用 PET ボトルの製造工程で本体の口の部分を結晶化（白くなる）する製造方法を用いたためであり、リサイクルには支障はありません。

Q. PET ボトルリサイクルの対象となる指定 PET ボトルは、なぜ指定品目が限定されているのですか？

A. PET ボトルがリサイクルされ、品質の良い新たな再生品として生まれかわるには、PET ボトルに付着した内容品の残さや臭いを除去しなければなりません。指定 PET ボトルの対象には水洗浄が容易な内容品が選ばれています。PET ボトルのリサイクルでは、消費者が「軽く中をすすいで、水切りをし」分別排出して頂くことが重要です。

なお、指定PETボトル以外のPETボトルは「その他のプラスチック製容器包装」として別途リサイクルされます。

Q.識別表示マークってなに？

A. 再生資源として利用することを目的として、分別回収（類似の物品と分別して回収することをいう。）するための表示です。

資源有効利用促進法に基づく政令指定により、1993年6月より、指定表示品目（清涼飲料水・しょうゆ・酒類）のPETボトルに、表示することが義務づけられました。2002年12月20日付け「乳等省令」により、「ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料」にPETボトルの使用が認められたことにもない、これらの用途のPETボトルにも表示が義務付けられています。

さらに、容器包装リサイクル法改正にともなう指定表示製品の見直しにより、しょうゆが特定調味料に拡大し、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ノンオイルドレッシングなどが指定品目に追加され、2008年4月1日からPETボトルの識別表示に切り替わります。





Q. PETボトルと他のプラスチックボトルを見分ける方法はありますか？

A. 外観を見ただけでは、見分けが付きにくいものがあります。現在、PETボトルのラベルなどにマークを表示しています。ラベルについているこのマークの有無で見分けるのが最も確実な方法です。対象となるPETボトルの品目は、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ノンオイルドレッシングなど）、飲料（清涼飲料、酒類、乳飲料など）の用途のPETボトルです。

プラスチックの識別マークとして、指定PETボトル以外のPETボトルおよびその他のプラスチック製ボトルにこのマークがついています。



Q.矢印のついた三角形の中に、数字2～7が記されているマークは何？

PETボトルの識別マークに似たものに、 ~ あり、よく識別マークと勘違いされるのですが、これらはプラスチックの材質を示す“材質表示マーク”です。米国プラスチック産業協会(SPI)のマークが元になっていますが、現在、日本ではあまり使用されていません。その他プラスチック製容器包装で、法定の「プラ」マークに材質を併記する場合は、JIS K 6899に準拠したアルファベットによる樹脂略号表記(PP,PSなど)による材質表示を使用することが推奨されています。

●参考米国プラスチック産業協会(SPI)によるプラスチックの材質表示マーク

